



中小学校PTAのしおり



箕面市立中小学校 PTA
箕面市稲 1 - 1 5 - 8

在学中は保管して下さい

箕面市立中小学校 PTA 規約

第1章 総 則

(名称および事務局)

第 1 条 本会は箕面市立中小学校 PTA と称し、事務局を箕面市立中小学校内におく。
(目 的)

第 2 条 本会は教育を本旨とする民主団体として、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
(事 業)

第 3 条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 会員の教育に対する理解と教育の向上及び会員相互の親睦に関すること。
2. 児童の生活環境向上に関すること。
3. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活補導に関すること。
4. 学校行事などへの協力及び会誌、会報の発行、その他に関すること。
5. その他この会の目的を達成するため必要と認められること。

(方 針)

第 4 条 1. 本会は目的を同じくする他の団体及び機関と協力する。
2. 本会は自主独立のものであり、他のいかなる団体や機関の支配、統制、干渉も受けてはならない。
3. 本会は、営利的、宗教的、政派的にかたよった活動及びその他この会の目的に反する活動には一切関与しない。また、本会及び本会の役員はその名においてこれからのいかなる活動にも関係をもつことはできない。

第2章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は本校に在籍する児童の保護者および本校に勤務する教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第3章 会 計

(会 計)

第 6 条 本会の経費は会費、総会の承認を得た事業等による収入及び自発的な寄付金をもって支弁する。

(会 費)

第 7 条 本会の会費は、1 家庭月額一律 3 0 0 円とする。

(会計年度)

第 8 条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第4章 役 員

(役 員)

第 9 条 本会の役員は次のとおりとし、会員中より選出する。
(1) 会長 1 名 (2) 副会長 2 名 (3) 書記 2 名 (内 1 名は教職員) (4) 会計 1 名
(5) 会計監査 3 名

(役員の選出)

第 1 0 条 役員は総会において選ばれる。なお選出の方法については細則の定めるところによる。

(役員の任期)

第 1 1 条 役員の任期は1年とする。ただし、役員の職については再任を妨げない。

(役員の職務)

第 1 2 条 本会の役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、総会及び実行委員会を招集し、会務一切を統括するほか次の職務を行う。
① 実行委員会の承認を得て臨時委員会の委員長を委嘱する。
② 実行委員会及び会計監査委員会をのぞくすべての集会に出席して意見を述べることができる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその職務を代行する。
3. 書記は総会及び実行委員会の議事その他、会の活動状況を記録し、これを保管するとともに本会の一般事務処理にあたる。
4. 会計は本会の収支を記録し、現金、預金及び関係書類、印章などを管理するとともに総会に決算報告を行う。

第5章 会 計 監 査

(定 数 等)

第 1 3 条 本会の経理を監査するため、3名の会計監査委員をおく。
(選 出)

第 1 4 条 会計監査委員は総会において選ばれる。なお、選出方法については第10条に準ずる。

(任 期)

第 1 5 条 会計監査委員の任期は1年とし、1回限りとする。

(職 務)

第 1 6 条 会計監査委員は必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

第6章 総 会

(総 会)

- 第 17 条 1. 総会はこの会の最高議決機関で、定期総会と臨時総会があり会長がこれを召集する。
2. 定期総会は決算総会と予算総会があり、前者は決算及び次期役員の選出その他必要事項を、後者は予算及びその他の必要事項について審議し、議決する。
3. 臨時総会は実行委員会が必要と認めたとき及び会長が必要と認めたときのほか、会員の5分の1以上の署名による請求があるとき、会長はこれを召集しなければならない。
4. 総会の日時、場所及び議案は総会の5日前までに全会員に知らせなければならない。

(総会の成立)

- 第 18 条 1. 総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
2. やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ他の会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項により委任状を提出した会員は、総会に出席したものとみなす。

(議 決)

- 第 19 条 総会の議事は出席者の過半数で決する。ただし、賛否同数の時は議長の決するところによる。

第7章 委員及び委員会

(委員会等)

- 第 20 条 第3条の事業を行うため専門委員会を設ける。

(専門委員会)

- 第 21 条 1. 本会の活動に必要な事項について調査研究、立案をするため専門委員会を設ける。
2. 特別な事項について必要のあるときは、臨時に委員会をおくことができる。
3. 教育環境を改善し、教職員と保護者の疎通をはかるため、学年ごとに専門委員を選出し、その実現に努める。
4. 専門委員会及び特別委員会について必要な事項は細則で定める。

(専門委員会 地区委員)

- 第 22 条 1. 各地区における会員相互の親睦と意志の疎通をはかり、児童の安全、校外補導等に努めるため一定の地区ごとに地区委員をおく。
2. 地区割り及び地区委員について必要な事項は細則で定める。

(構 成)

- 第 23 条 実行委員会は本会の役員、専門委員会の委員長、副委員長、校長及び教頭（以下実行委員という）をもって構成する。

(職 務)

- 第 24 条 実行委員会は本会の日常活動に関して議決執行するとともに、次の職務をおこなう。
1. 役員及び各種委員会で立案された事業計画の調整に関すること。
2. 各委員会間の連絡調整に関すること。
3. 総会に提出する議案、報告等の作成に関すること。

(召集及び議決)

- 第 25 条 1. 実行委員会は臨時開催するものとし、会長が招集する。
2. 実行委員会の司会は、副会長の中から選出する。
3. 実行委員会の議事は実行委員の半数以上の出席を得て行い、出席委員の過半数の賛成で議決する。
- 可否同数のときは会長の決するところによる。

(細 則)

- 第 26 条 1. 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て定めることができる。
2. 実行委員会は細則を制定または改廃した場合はその結果を次期総会に報告しなければならない。

- 第 27 条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。

付 則

1. この規約は昭和54年4月1日から施行し、昭和54年4月1日より適用する。
2. この規約は平成3年5月25日より一部改定する。
3. この規約は平成6年5月21日より一部改定する。
4. この規約は平成13年5月19日より一部改定する。
5. この規約は平成18年2月22日より一部改定する。
6. この規約は令和7年1月10日より一部改定する。

箕面市立中小学校 PTA 規約細則

第1章 役員、会計監査委員の選出等

- 第 1 条 役員、会計監査委員の選挙及び就任は次のとおり行われる。
1. 次の方法により選出された委員により推薦委員会をつくる。
 - ①細則第4章第8条に規定する地区ごとに各1名を、それぞれの地区の全会員の中から選挙、またはこれに準ずる方法で選出する。
 - ②実行委員会の委員（会長をのぞく）から3名選出する。
 2. 役員候補者の指名は推薦委員会によってなされた場合も会員側からなされる場合も、その名前を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。
 3. 推薦委員会は会員の中から各々の役員候補者をあげ、役員選挙の少なくとも5日前に全会員に通告する。
 4. 役員候補者の追加指名は選挙を行う総会の際、会員席からなすことができる。
 5. 役員の決定は決算総会において推薦委員会の推薦候補者の承認または無記名投票の多数決で決定する。
 6. 新たに選ばれた役員の就任は決算総会において行われる。

第2章 総会、実行委員会での議決等

- 第 2 条 総会、実行委員会での議決は下記を認め、行われる。
1. 議決権は書面または電磁的記録により、行使することができる。
 2. 委任状等については書面または電磁的記録を有効とする。

第3章 専門委員会及び特別委員会

- 第 3 条 専門委員会はわくわくイベント委員、ベルマーク委員、イキイキさわやかに学ぶ会委員、厚生委員、庶務、校外指導委員をおき、それぞれの職務を行う。
1. わくわくイベント委員は当該イベントに協力する。
委員の数は若干名とする。
 2. ベルマーク委員はWEBベルマークを管理する。
委員の数は若干名とする。
 3. イキイキさわやかに学ぶ会委員は会員が人権について学ぶ機会に努める。
委員の数は若干名とする。
 4. 厚生委員は
 - ①児童の健康管理に協力し、児童・会員の福利厚生をはかる。
 - ②適宜、講習会・講演会を企画し、会員の健康促進および教養を深めることに協力する。
 - ③給食に関すること。
 - ④各種クラブ活動により会員相互の親睦をはかることなど。
委員の数は若干名とする。
 5. 庶務は事務作業全般に関わる。
委員の数は若干名とする。
 6. 校外指導委員は児童の校外指導及び交通の安全に努める。
委員の数は若干名とする。
- 第 4 条 特別委員会はその設置のたびごとに実行委員会の議決によりその委員を選出する。
- 第 5 条 各専門委員会及び特別委員会の委員長、副委員長は各1名ずつとする。
- 第 6 条 各専門委員会の委員は、細則第4章第9条により選出された各地区委員、並びに学年ごとに6名とし、それぞれの専門委員会を分担し任務に当たる。
- 第 7 条 各専門委員会の委員長及び副委員長は、役員及び校長の意見を聞いて専門委員会の委員の中から選挙またはこれに準ずる方法で選出する。ただし、校外指導委員は、地区委員より選出する。

第4章 地 区 委 員

- 第 8 条 校区の地区割りは、箕面・西小路地区、牧落3丁目地区、稲1丁目・牧落4丁目地区、稲中通り地区、稲バス通り北地区、稲バス通り南地区等とし、必要に応じて変更する。
- 第 9 条 地区委員の選出は地区ごとにその地区の全会員から選挙またはこれに準ずる方法で、各1～2名を選出する。ただし、コミュニティーセンター担当委員は1名とし、6地区で持ち回りとする。
- 第 10 条 各地区の委員は校外指導に当たるときおよびその他必要なときは、各地区の会員の応援を求めることができる。会員はこの要請について全面的に協力しなければならない。

第5章 改 正

- 第 11 条 1 この細則の改正は実行委員会において委員の3分の2以上の賛成を必要とする。
1. この細則は昭和54年4月1日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。
 2. この細則は平成6年5月21日より一部改定する。
 3. この細則は平成7年5月20日より一部改定する。
 4. この細則は平成8年5月18日より一部改定する。
 5. この細則は平成9年12月6日より一部改定する。
 6. この細則は平成17年3月5日より一部改定する。
 7. この細則は平成19年3月3日より一部改定する。
 8. この細則は平成21年4月4日より一部改定する。
 9. この細則は平成22年4月3日より一部改定する。
 10. この細則は平成24年5月20日より一部改定する。
 11. この細則は平成26年1月11日より一部改定する。
 12. この細則は令和2年4月4日より一部改定する。
 13. この細則は令和2年7月4日より一部改定する。
 14. この細則は令和7年2月3日より一部改定する。

弔費についての取り決め

- 第 1 条 本校PTA会員に関する弔費について以下のように取り決めます。
- 第 2 条 本会に所属する会員等にお悔やみ事があった場合、お香典と供花をする。
- 第 3 条 対象者は次の通りです。
教職員の場合 本人
一般会員の場合 会員本人及び子（中小学校在籍児童）
- 第 4 条 会場などにより金額面が異なることや、対象者以外の者で役員が必要と認める場合、役員及び学校側と相談の上、支出する。
- 第 5 条 本取り決めの支出があった場合や改正が必要な場合、実行委員会において報告、協議し、総会にて報告する。
- 第 6 条 この支出についてのお返し等は受領しない。
- 付 則 この取り決めは令和3年3月6日から施行し、令和3年3月6日から適用する。

箕面市立中小学校 PTA メール配信ガイドライン

- 目的 箕面市立中小学校 PTA 運営担当者（役員、委員長、その他それらに準ずるもの。以下 PTA）からの情報を、迅速・確実に提供し、またメール配信時や管理の際の個人情報取扱いの安全性を高めつつ、さらなる PTA と PTA 会員との連携体制を促進する。
- 配信システム ライデンスクール（アルカディア社）
- 管理・運営体制 システム配信における責任者は学校長とし、配信やシステムの管理は学校管理者が行う。
- 利用対象 中小学校児童の保護者・中小学校地区メール配信登録者
- 配信者 情報配信は学校管理者に限定する。
- 配信承認者 情報配信は学校管理者 1 名以上と役員 1 名もしくは各委員会長の合計 2 名以上の承認が必要。
- 配信内容 本メール配信システムからの内容は以下の通り
 - ・重要なプリント配布等に関する連絡・PTA 活動の案内・緊急時の連絡
 - ・その他 役員が配信を必要と判断される内容
- その他 このガイドラインに定めない事項は必要に応じて PTA 会長および役員の総意により定め、適宜 PTA 会員へ周知する。またこのガイドラインは年度ごとに見直しを行い、必要で定め、適宜 PTA 会員へ周知する。またこのガイドラインは年度ごとに見直しを行い、必要であれば改正の上、PTA 会員へ周知する。
このガイドラインは令和元年 1 2 月 7 日から施行し、令和 3 年 4 月 3 日に改正し適用する。

役員(女副・書記・会計)・委員選出について

- 1) 一家庭につきいずれかの委員を引き受けるものとする。但し、全ての会員が一家庭につき一回の委員歴がある場合は、二回以上引き受ける事となる。
- 2) 役員(女副・書記・会計)・専門委員の選出の際、立候補者を優先とする。立候補者がいない場合は、全ての選出対象者から抽選により選ばれる。
選ばれた者は、引き受けなければならない。出席票または委任状での立候補と、選出当日の立候補は同様に扱う。
- 3) 兄弟・姉妹がいる場合は、上の子を優先とする（双子等多胎児も同様とする）。但し、上の子での委員選出に漏れた場合、下の子での委員選出対象者となる。
- 4) 他校・前校での経歴は、当校の委員経験には該当しない。但し、当校での委員歴があり、該当児童が再転入した場合は、その委員歴は有効である。
- 5) 過去にさかのぼって役員（会長・副会長・書記・会計・学級委員会オール長）を経験した者は、その家庭の全ての児童に対し、以後永久に選出対象外（免除）となる（役員経験時の児童が卒業後も有効である）。ただし、再就任は妨げない。
- 6) また、旧学級委員会の学年長及び各専門委員会の長・副を経験した者は、以後の委員選出の際、長・副は免除とする。但し、該当者がいない場合は委員毎の話し合い・抽選などに於いて決定する。
- 7) 諸事情により、任期中途中で活動ができなくなった場合は、その活動期間に関係なく委員歴とはならない。その際、補欠は充当しない。
- 8) 幼稚園・こども園・他小学校・中学校の役員（会長・副会長・書記・会計）／保育所の保護者会会長／こども会会長／学童の役員（会長・副会長）または学保連役員窓口（1 名）、上記の候補者はその年のその家庭の全ての児童に対して選出対象外となる。（委員歴とはならない）ただし、役員(女副・書記・会計)・委員選出前に決定している場合のみとする。
- 9) 児童が支援学級に在籍している場合は原則選出対象外とする。ただし、立候補は妨げない。兄弟・姉妹がいる場合、兄弟・姉妹に対しては選出対象とする。ただし、中小ゆうやけの会に入会している事を条件とする。
- 10) 免除項目は上記選出対象外となるもの以外は特に設けない。諸事情（未就園児がいる、要介護の家族がいる等）により引き受ける事が非常に困難な場合は選出の場に出席の上事情を説明するか、委任状に理由書を添付の上、選出の場で理由書を代理で読み上げ、出席者の過半数の承認を得ることにより選出対象外とすることができる。

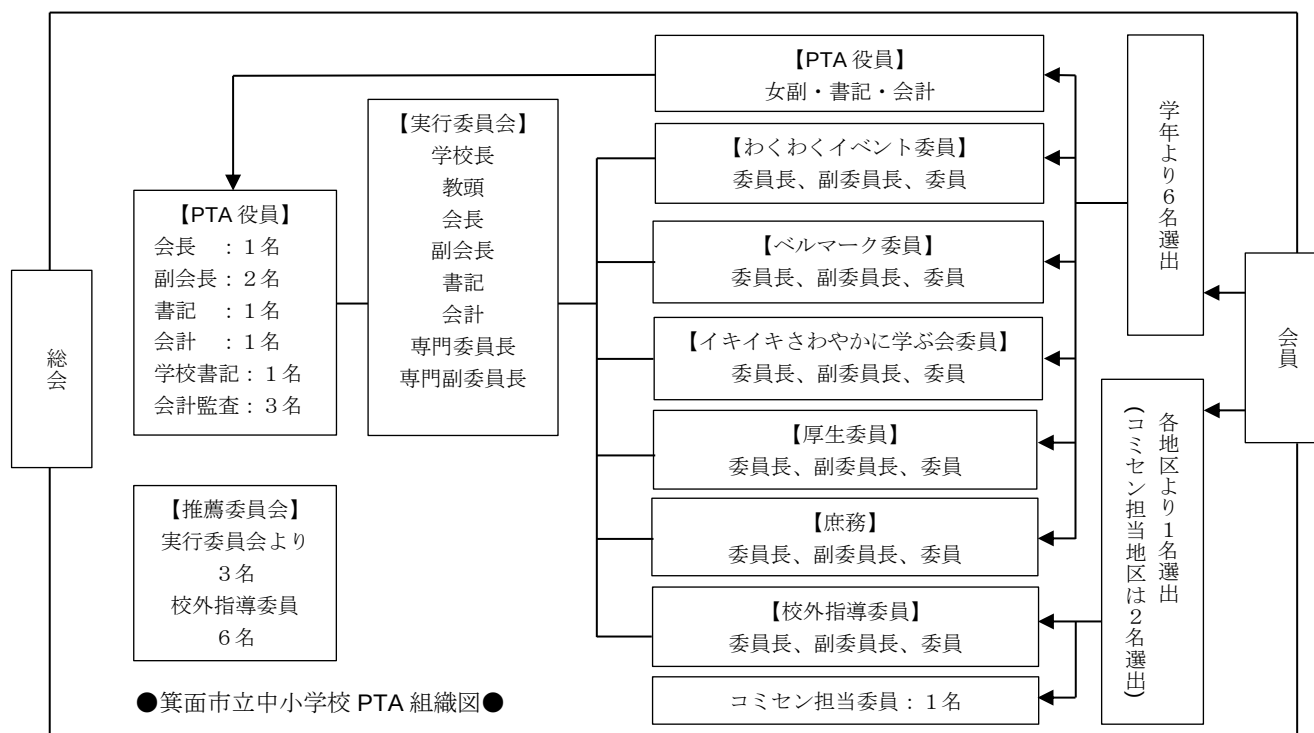
【実行委員会の主な仕事内容】

実行委員会	実行委員会メンバー	主な仕事内容
	学校長・教頭・会長・副会長・書記・会計・各専門委員会委員長・副委員長	会議の開催 学校行事等の準備・手伝い、入学式卒業式参列 その他の活動

【専門委員会の主な仕事内容】

共通…行事（運動会・音楽会等）の協力、朝のあいさつ運動の参加、PTA 室の清掃 等

委員会	主な仕事内容
わくわくイベント (長・副各 1 名)	地域行事の実行委員会に出席 地域行事の準備・当日手伝い全般 長・副は実行委員会に出席
ベルマーク (長・副各 1 名)	WEB ベルマーク活動全般 (ベルマーク便りの発行、印刷) (ベルマークの発送、品物交換) 長・副は実行委員会に出席
イキイキさわやかに学ぶ会 (長・副各 1 名)	イキイキさわやかに学ぶ会講習会に出席 長・副は実行委員会に出席
厚生 (長・副各 1 名)	「講習会・講演会」に出席 「学校保健委員会」に出席(年 1 回) 給食試食会 献立作成委員会(年 2 ～ 3 回) PTA クラブ関連 長・副は実行委員会に出席
庶務 (長・副各 1 名)	事務全般手伝い 長・副は実行委員会に出席
校外指導 (長・副各 1 名)	登校指導 パトロールボランティア関連 推薦委員会(次年度役員候補の決定まで) 地域関連 長・副は実行委員会に出席



発行: 箕面市立中小学校 PTA

初版 2021年7月発行

第二版 2025年2月発行